

■学校経営のポイント

学校における「差別解消」と「合理的配慮」

小島 宏

障害者差別解消法(平成28年4月1日施行)により「障害を理由とする差別の禁止」と、公立学校等を含めた国及び自治体の機関等に「必要かつ合理的な配慮の提供」が義務付けられた。各学校は、同法について十分に理解し、チーム学校として、誠実に具体的に取り組む必要がある。

「障害を理由とする差別」の禁止

障害のない子どもならば当然受けることのできる事柄を、障害があるという理由で受けられないという差別を禁止している。

この視点から学校生活や学習活動について総点検をし、「障害があるから仕方がない」と「参加できない事態」が起こらないように、今できることから具体的に改善していくことが肝要である。

「合理的配慮」の提供

文科省の対応指針(平成27年11月告示)別紙2の「合理的配慮の例」を参照し、学校における合理的配慮を理解し、提供していくことが求められる。

ここでは、共通「バリアフリー・ユニバーサルデザイン」の観点を踏まえた障害の状態に応じた適切な施設整備。障害の状態に応じた身体活動スペースや遊具・運動器具等の確保。障害の状態に応じた専門性を有した教員等の配置。移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置。障害の状態を踏まえた指導の方法等について指導・助言する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理学の専門家等の確保。点字、手話、デジタル教材等のコミュニケーション手段の確保。一人一人の状態に応じた教材等の確保(デジタル教材、ICT機器等の利用)。障害の状態に応じた教科における配慮(例えば、視覚障害の図工・美術、聴覚障害の音楽、肢体不自由の体育等)をはじめ障害種別に具体的に例示されているので参考にし、実現につなげたい。

学校としての対応

子どもの障害の状態や教育的ニーズ、発達段階を考慮して保護者等と話し合い、「合理的配慮」を提供していく。学校だけでは対応しにくい場合は、教育委員会等に相談し指導・支援を受けるようにする。

基本は、評価基準「その子どもが、必要かつ十分な教育を享受できるか」で判断し、柔軟に改善していくことが实际的である。

「困った子」から「困っている子」へ

視点を教師目線の「困った子」から、子ども目線の「困っている子」に転換し、困っている事柄に対する「合理的配慮」の提供がポイントになる。

そして、「個別の教育支援計画」の中に明記し、個人情報に留意しつつ関係者間で共有して、「合理的配慮」を提供していくようにする。

チーム学校としての対応

校長は、校務分掌組織に特別支援教育担当教師を位置付け、障害のある子どもに対する「合理的配慮」の提供、子どもや保護者からの要望や相談にチーム学校として、誠実かつ迅速に応じていくことが求められる。また、校内はもちろんのこと近隣の学校と協力して、「障害を理由とする差別の禁止」や「合理的配慮」、「子どもや保護者からの要望や相談」等に関する効果的な対応事例を収集し、分析し、活用していくことも重要である。

インクルーシブ教育の推進

障害のある子どもの教育はもちろんのこと民族や文化、言語、男女、貧富等による差別をなくし、全ての子どもの多様なニーズを受け止め、それらに応えて、「質の高い教育」を保障していくインクルーシブ教育の推進が重要である。

(こじま・ひろし=元公立小学校長・(公財)豊島修練会理事長)

●これだけは知っておきたい教員としての最新知識! **大好評シリーズ最新刊**

教育の最新事情がよくわかる本3

教育開発研究所[編] B6判・268頁/定価(本体2,000円)+税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

